



問 共生社会を実現するため、障害者へ対する今後の施策は

答 自立した生活を営むため、就労支援に力を入れる

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を実現するための「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化となるが。

問 各事業者への障害者差別解消法の周知徹底方法をどのように考えているか。

健康福祉課主幹 ホームページや広報紙にて周知を行っていますが、工業クラブや商工会の協力を得て、制度の趣旨を説明し理解を深めていきたいと考えています。

問 障害者に対する今後の施策は。

健康福祉課主幹 自立した生活や本人の生きがいとして就労

は大変重要であることから、障害のある方の就労支援に力を入れていきます。

問 視覚障害者のための「音声コード」の取組状況は。

健康福祉課主幹 音声コードを活用する発出文書の選定など、運用に向けて調整を行っているところです。

問 自転車用ヘルメット購入に補助金を！

答 導入効果などを検証し、補助金の必要性について調査・分析する

令和5年4月から、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務となった。しかし、茨城県における令和5年の自転車乗用中の交通事故死亡者17人のうち、14人がヘルメット未着用であった。これまで習慣のなかったヘルメット着用をどう高めるかが課題であるが。

問 ヘルメット着用の啓発とともに、購入費用の一部を補助すべきと考えるが。

生活安全課長 広報紙にてヘルメット着用努力義務化について記事を掲載するとともに、啓発チラシにて周知を行いました。今後も積極的に啓発に努めていきます。補助金については、実施している自治体の実績や導入効果などを検証し、必要性について調査・分析

行いたいと考えています。

自転車乗用中の事故で、歩行者との接触による事故が増加傾向にあり、高額な賠償責任を負うこともある。

問 町民に対し、自転車保険への加入促進の取組が必要と考えるが。

生活安全課長 茨城県交通安全条例で、県民の皆様は、自転車を利用する場合、自転車保険への加入に努めなければならないとあります。町においても、広報紙やホームページを活用し周知するとともに、学校や高齢者団体、自転車販売店等に働きかけ、啓発を図っていきます。



警察庁・都道府県警察

出典：警察庁ウェブサイト